

第一種区域等見直し後の措置について

経過措置の具体的な内容

(1) 今回指定解除する第一種区域 (対象は 部分です)

住宅防音工事

昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日(当日消印有効)までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

また、住宅防音工事の対象となる建物を建て替えた場合も住宅防音工事の対象となる場合があります。

機能復旧工事

住宅防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具のうち、工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具を対象として、平成25年7月31日(当日消印有効)までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で機能復旧工事の助成を行います。

(2) 工法が変更となる区域 (対象は ・・ 部分です)

工法区分線(第一種区域内における住宅防音工事の工法を区分する線)外郭防音工事対象区域の外郭線の変更により外れてしまう区域については、昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日(当日消印有効)までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

※ いずれの場合も、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成できなくなりますので、**ご注意ください。**

問い合わせ先

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課・2課

〈電話〉 **045-211-7113**

～南関東防衛局からのお知らせ～



浜松飛行場周辺の住宅防音工事対象区域(第一種区域)等に係る指定解除について

～経過措置期間がまもなく終了いたします～

浜松飛行場に係る住宅防音工事対象区域(第一種区域)等の指定及び指定解除を平成24年1月30日の官報で告示しました。

住宅防音工事対象区域等の指定解除及び工法が変更となる区域については、平成25年8月1日から適用されます。

防音工事及び機能復旧工事を希望される方は、平成25年7月31日までに“住宅防音工事希望届”を国に提出して下さい。



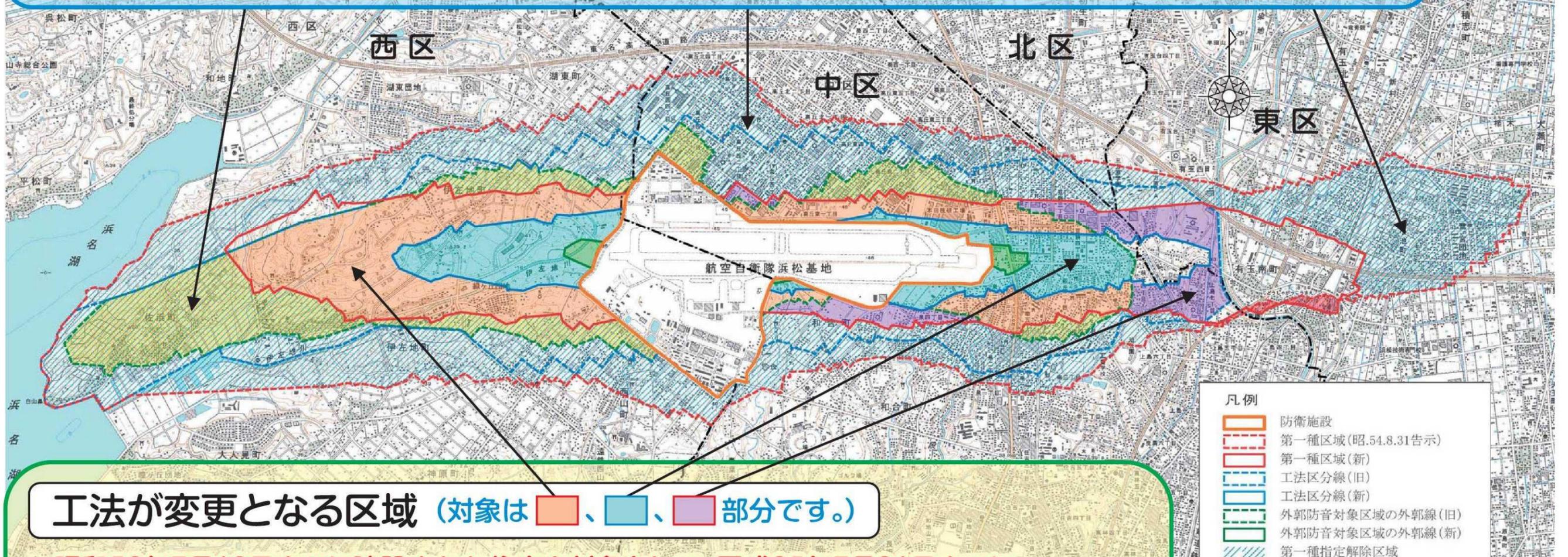
お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図

経過措置（対象は 部分です。）

今回指定解除する第一種区域（青斜線部分）において、**昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方**に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。
 なお、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成はできなくなりますので、ご注意ください。



工法が変更となる区域（対象は , , 部分です。）

昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。
 なお、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成はできなくなりますので、ご注意ください。

-  : 第I工法区域 → 第I工法区域 (外郭防音対象区域)
-  : 第I工法区域 → 第II工法区域
-  : 第I工法区域 → 第II工法区域 (外郭防音対象区域)

より詳細な対象区域図（縦覧図）は、浜松防衛事務所に備え付けています。

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情復、第317号）】